

仕様書等 2 の一部訂正について

令和 8 年 1 月 20 日付で公告した「斜里・羅臼地区エゾシカ誘引捕獲森林被害緊急対策事業(管理型捕獲)」の「仕様書等 2」について下記のとおり訂正します。

令和 8 年 1 月 29 日

支出負担行為担当官

北海道森林管理局長 関口 高士

記

訂正内容

1. 仕様書等 2

- (1) 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書（一部改正に伴う訂正）
- (2) 特記仕様書（共通仕様書一部改正に伴う訂正）
- (3) 付託仕訳書（3 頁目 事業費明細表 No 1 誘引捕獲 単価 No22 の単位の訂正）

訂正箇所は、別紙【正誤表】のとおり。

【別紙】

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書 【正誤表】

【正】	【誤】
第1 総則編	第1 総則編
1. 1 (略)	1. 1 (略)
1. 2 用語の定義 共通仕様書において、各項に掲げる用語は、次の定義によるものとする。	1. 2 用語の定義 共通仕様書において、各項に掲げる用語は、次の定義によるものとする。
(1)～(26) (略)	(1)～(26) (略)
(27) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名したものを有効とする。 <u>ただし、緊急を要する場合は、電子メールにより伝達の上、後日書面と差し換えることができるものとする。</u> (削る)	1. 2 用語の定義 共通仕様書において、各項に掲げる用語は、次の定義によるものとする。 (1)～(26) (略) (27) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名したものを有効とする。 ① <u>緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</u> ② <u>電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</u>
(28)～(59) (略)	(28)～(59) (略)
(60) 「カメラトラップ調査」とは、 <u>自動撮影カメラ</u> を用いた鳥獣の生息状況等の調査をいう。	(60) 「カメラトラップ調査」とは、 <u>センサーダイレクタ（自動撮影カメラ）</u> を用いた鳥獣の生息状況等の調査をいう。
1. 3～1. 14 (略)	1. 3～1. 14 (略)
1. 15 成果物の提出 (1)～(3) (略)	1. 15 成果物の提出 (1)～(3) (略)
(4) 2. 4. 2(6)に定める捕獲状況集計表及び2. 4. 3(4)に定める自動撮影カメラの撮影データ等については、電磁的記録により提出するものとし、それ以外の成果物についても委託者から指示があった場合は、電磁的記録により提出するものとする。	(4) 2. 4. 2(6)に定める捕獲状況集計表及び2. 4. 3(4)に定める自動撮影カメラの撮影データ等については、電磁的記録により提出するものとし、それ以外の成果物についても委託者から指示があった場合は、電磁的記録により提出するものとする。
1. 16～1. 26 (略)	1. 16～1. 26 (略)
1. 27 守秘義務 (1)～(5) (略)	1. 27 守秘義務 (1)～(5) (略)

【正】	【誤】
<p>(6) 受託者は、当該事業完了時に、事業の実施に必要な貸与資料（書面、電磁的記録媒体）について、委託者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</p> <p>(7) (略)</p> <p>1.28～1.37 (略)</p>	<p>(6) 受託者は、当該事業完了時に、事業の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、委託者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</p> <p>(7) (略)</p> <p>1.28～1.37 (略)</p>
<p>第2 事業一般編</p> <p>2.1～2.4.1 (略)</p>	<p>第2 事業一般編</p> <p>2.1～2.4.1 (略)</p>
<p>2.4.2 事業着手中</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 個体の受領証明書</p> <p>焼却施設または食肉加工業者等に処分を依頼する場合、受託者は個体を引き渡す際に、個体の受領証明書（受託者が処分を依頼した者が、個体の受領について証明した書面：別紙様式を参考とすること）を受領し、監督職員に提出すること。</p> <p>(5) 捕獲個体記録票</p> <p>受託者は、捕獲個体の検体作業（雌雄区分、成獣・幼獣別等）を行い捕獲個体記録票を作成し、監督職員に提出すること。</p> <p>(6) 捕獲状況集計表</p> <p>受託者は、別途指示するとおり、捕獲状況集計表を作成し、捕獲期間終了後、速やかに監督職員に提出すること。</p>	<p>2.4.2 事業着手中</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 個体の受領証明書</p> <p>焼却施設または食肉加工業者等に処分を依頼する場合、受託者は個体を引き渡す際に、個体の受領証明書（受託者が処分を依頼した者が、個体の受領について証明した書面：別紙様式1を参考とすること）を受領し、監督職員に提出すること。</p> <p>(5) 捕獲個体記録票</p> <p>受託者は、捕獲個体の検体作業（雌雄区分、成獣・幼獣別等）を行い捕獲個体記録票に記入し、監督職員に提出すること。</p> <p>(6) 捕獲個体整理表</p> <p>受託者は、捕獲個体について別紙様式2「捕獲個体整理表」を記入し、監督職員に提出すること。</p>
<p>2.4.3 事業完了時</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 自動撮影カメラの撮影データ等</p> <p>カメラトラップ調査を実施した場合は、別記A～Cの調査目的に応じて取りまとめた資料を上記(2)又は(3)の報告書と併せて提出すること。</p>	<p>2.4.3 事業完了時</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

【正】	【誤】
2. 5～2. 11. 2 (略)	2. 5～2. 11. 2 (略)
第3 わなによる捕獲編	第3 わなによる捕獲編
3. 1 くくりわな	3. 1 くくりわな
3. 1. 1 場所の選定	3. 1. 1 場所の選定
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの設置箇所について十分に精査しなければならない。	(4) 他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの設置箇所について十分に精査すること。
(5) 捕獲状況が芳しくない場合は、見回り時の誘引状況の確認結果等を分析し、わなの設置方法、わなの設置場所、わなへの誘引方法等を変更するなど対策を講じなければならない。	(新設)
3. 1. 2～3. 2. 7 (略)	3. 1. 2～3. 2. 7 (略)
3. 3 小型囲いわな及び箱わな	3. 3 小型囲いわな及び箱わな
3. 3. 1 場所の選定	3. 3. 1 場所の選定
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの設置箇所について十分に精査しなければならない。	(4) 他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの設置箇所について十分に精査すること。
(5) 捕獲状況が芳しくない場合は、見回り時の誘引状況の確認結果等を分析し、わなの設置方法、わなの設置場所、わなへの誘引方法等を変更するなど対策を講じなければならない。	(新設)
3. 3. 2～3. 4. 3 (略)	3. 3. 2～3. 4. 3 (略)
第4 (略)	第4 (略)
第5 調査編	第5 調査編
5. 1 カメラトラップ調査	5. 1 カメラトラップ調査
カメラトラップ調査は、原則として以下の通り実施するものとする。	(新設)
(1) 動物の生息密度の把握を目的とした調査の場合は、別記のAのとおり、実施するものとする。	

【正】	【誤】
<p>(2) <u>特定の場所への出没状況(わなへの誘引など)を把握することが目的の簡易な現地調査(準備費に計上されるもの)</u>である場合は、別記のBのとおり、実施するものとする。</p> <p>(3) <u>動物の生息状況の把握を目的とした調査の場合((1)により難い場合)</u>は、別記のCのとおり、実施するものとする。</p>	
<p>(削る)</p>	
<p>5. 1. 1 <u>設置に当たっての留意事項</u></p> <p>(1) <u>自動撮影カメラ</u>の設置は、受託者の責任において実施しなければならない。</p> <p>(2) <u>わなによる捕獲を妨げないよう、適切な場所に</u>設置しなければならない。</p> <p>(3) <u>撮影場所が適切に写るよう、方向、角度及び障害物</u>に注意して設置しなければならない。</p> <p>(4) <u>自動撮影カメラに日光が当たらないように注意しなければならない。</u></p> <p>(5) <u>自動撮影カメラ</u>が動かないように、杭や木の幹等にしつかり固定しなければならない。</p> <p>(6) <u>自動撮影カメラ</u>の設置後に、撮影範囲等の設定を確認しなければならない。</p> <p>(7) <u>自動撮影カメラ</u>の設置後に、試し撮りを行い、<u>正常に撮影できること</u>を確認しなければならない。</p>	<p>5. 1. 1 <u>場所の選定</u></p> <p>(1) <u>鳥獣が通りやすいと考えられる獣道及び餌場や、わな付近等を選定すること。</u></p> <p>(2) <u>特に直射日光や木漏れ日等があたらないように注意しなければならない。</u></p>
<p>5. 1. 2 <u>見回り</u></p> <p>(削る)</p>	<p>5. 1. 2 <u>装置の設置</u></p> <p>(1) <u>センサーカメラ</u>の設置は、受託者の責任において実施しなければならない。</p> <p>(2) <u>わなによる捕獲を妨げないよう、適切な場所に</u>設置しなければならない。</p> <p>(3) <u>撮影場所が適切に写るよう、方向、角度に注意して設置しなければならない。</u></p> <p>(4) <u>撮影の障害となる草などを除去し、撮影しやすくしなければならない。</u></p> <p>(5) <u>センサーカメラ</u>が動かないように、杭や木の幹等にしつかり固定しなければならない。</p> <p>(6) <u>センサーカメラ</u>の設置後に、<u>センサの感度と写真撮影範囲を確認しなければならない。</u></p> <p>(7) <u>センサーカメラの設置後に、試し撮りを行いカメラが正しく作動すること</u>を確認しなければならない。</p>
<p>5. 1. 3 <u>見回り</u></p> <p>(削る)</p>	<p>5. 1. 3 <u>見回り</u></p> <p>(1) <u>不具合や誤作動等が発生していないかを確認しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>不具合や誤作動等が見受けられた際は、適切にメンテナンス及び再設置を行わなければならない。</u></p>

【正】	【誤】
<p>(1) 装置が適切に作動しているか点検し、不具合や誤作動等が見受けられた場合は、適切にメンテナンス及び再設置を行わなければならない。</p> <p>(2) 必要に応じて記録媒体及びバッテリーの交換を行わなければならない。</p>	<p>(3) 装置が適切に作動するか点検を適宜行わなくてはならない。</p>

5. 1. 3 データの整理及び分析・考察

別記のA又はCによる調査を実施する場合は、以下の通りデータの整理及び分析を実施するものとする。

- (1) 回収したデータは、多地点・多年度の分析が可能となるよう整理しなければならない。
- (2) 結果を取りまとめの上、調査目的に応じて分析・考察をしなければならない。

(別記)

A 動物の生息密度の把握

- ① 捕獲の直接的な影響を受けない箇所において、1 km²(=100ha)に12台以上の自動撮影カメラ(以下「カメラ」という。)をランダムに設置する。この際、カメラとカメラの距離は300m以上(設置が困難な場合は200m以上)確保する。
- ② カメラ機種、カメラ設置地点名、設置位置(緯度経度)、設置高、有効撮影面積をカメラ情報野帳^{※1}に記録する。カメラの設置状況をチェックシート^{※1}で確認する。
- ③ 解像度は、画素数及び1枚当たりのデータ容量を抑えるため、500万画素程度の低解像度とする。
- ④ 撮影は、5分間隔のタイムラプスマードでの静止画とする(センサーモードは用いない)。設定ミス(センサーモードや動画も同時に撮影される等)がないよう試験撮影を行う。
- ⑤ 撮影期間は1カ月以上とする。この間、必要に応じ、電池やSDカードを交換する。

5. 1. 4 分析

(新設)

- (1) 回収したデータから鳥獣の頭数を集計しなければならない。
- (2) 回収したデータから鳥獣の生息状況及び生息密度等を解析、分析、検討しなければならない。

(新設)

【正】	【誤】
<p>⑥ 撮影画像を回収後、AI 画像解析ソフトにより動物が写っている可能性のある画像を抽出・目視判定した上で、出力された表計算ファイル※1に列を追加し、獣種等※2、有効撮影範囲の内側と外側の別、雌雄別の頭数を記録する。</p> <p>⑦ ⑥で目視判定した頭数をカメラごとに合計し、対応するカメラの有効撮影面積及び撮影回数で割ることにより、カメラごとの生息密度を計算する。カメラごとの生息密度を平均することにより、調査地の生息密度を計算する(生息密度計算表参照※1)。</p> <p>⑧ 撮影画像、AI 画像解析ソフトにより抽出した画像、表計算ファイルは、カメラ設置地点名を名称とするフォルダに保存・蓄積する。</p>	
<p>B 特定の場所への出没状況(わなへの誘引など)の把握</p> <p>① わな等の目的物及びの周辺が写る位置・角度にカメラを設置する。</p> <p>② 解像度は2400 万画素程度の高解像度とする。</p> <p>③ 撮影は、センサー(検知)モードでの静止画及び動画とし、検知した際の撮影枚数は3枚とし、これと同時に30 秒程度の動画を撮影する。また、1分間のディレイ(撮影した後に再検知するまでの時間)を設定する。</p> <p>④ 撮影画像・動画から誘引状況を把握する。</p>	
<p>C 動物の生息状況の把握(Aの代替手段)</p> <p>① 動物の出現頻度(多寡・増減の傾向)の把握したい場所にカメラを設置する。</p> <p>② カメラの機種、カメラ設置地点名、設置位置(緯度経度)、設置高、有効撮影面積をカメラ情報野帳※1に記録する。</p> <p>③ 解像度は500～800 万画素程度とする。</p> <p>④ 撮影はセンサーモードでの静止画とする。検知した際の撮影枚数は3枚とする。撮影直後に同一動物を再検知することがないよう10 分間のディレイを設定する。</p>	

【正】	【誤】
<p>⑤ 撮影画像を回収後、AI 画像解析ソフトにより動物が写っている可能性のある画像を抽出・目視判定した上で、出力された表計算ファイル※₁に列を追加し、獣種等※₂、有効撮影範囲の内側と外側の別、雌雄別の頭数を記録する。</p> <p>⑥ 上記⑤で目視判定した頭数を延べカメラ設置日数で割ることにより、撮影頻度指標(RAI)※₃を計算する(撮影頻度指標計算表参照※₁)。</p> <p>⑦ 撮影画像、AI 画像解析ソフトで抽出した画像、表計算ファイルは、カメラ設置地点名を名称とするフォルダに保存・蓄積する。</p> <p>※1：別途指示する。</p> <p>※2：シカ、クマ、イノシシ、カモシカ、サル、ノウサギ、ノネズミ、タヌキ、キツネ、アナグマ、テン、イタチ、オコジョ、リス、ムササビ、ハクビシン、アライグマ、キヨン、ヌートリア、ミンク、その他哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、不明</p> <p>※3：撮影頻度の多寡や時期比較により、動物の多寡・増減の傾向を知ることが可能。ただし、カメラの機種や撮影箇所の条件の違いによりセンサーの検知能力が影響を受けることから、生息密度の把握には原則としてAを用いるものとする。</p> <p>(削る) 別紙様式 (略) (削る) 別添 ※ 委託者は、最新の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22 経第961号大臣官房経理課長通知)を添付する。</p>	<p>別添 (略) 別紙様式₁ (略) 別紙様式₂ (略) (新設)</p>

附 則

本通知は、令和8年1月15日から施行する。

【別紙】

特記仕様書 【正誤表】

【正】	【誤】
<p>事業実施内容</p> <p>1 (略)</p> <p>1.1 わな等の設置</p> <p>(略)</p> <p>・ 捕獲区域内に自動撮影カメラを設置し、エゾシカの<u>出没状況等</u>を把握すること、方法は <u>2 出没状況の把握業務 2.2 ~2.5 と同様する。</u></p> <p>(略)</p> <p>1.2 見回りと給餌</p> <p>(略)</p> <p>・ 自動撮影カメラを設置し、わな周辺におけるエゾシカの<u>出没状況</u>を把握すること。</p> <p>(略)</p> <p>・ <u>捕獲状況が芳しくない場合は、見回り時の誘引状況の確認結果等を分析し、わなの設置方法や場所、誘引方法等を変更するなど対策を講じなければならない。</u></p> <p>・ 「捕獲状況集計表」を作成し、捕獲期間終了後、速やかに監督職員に電磁的記録媒体で提出すること。〔共通仕様書 第2 事業一般編 2.4.2 事業着手中 (6) 捕獲状況集計表を参照〕</p> <p>1.3 (略)</p> <p>2 <u>出没状況の把握</u>業務</p> <p>2.1 目的</p> <p>エゾシカの捕獲にあたり、越冬地等のエゾシカが寄り集まる生息地にくくりわなを設置して捕獲事業を実施して<u>おり、越冬期間外のエゾシカの出没状況等について自動撮影カメラにより把握することで、効率的な捕獲の検討資料とする。</u></p>	<p>事業実施内容</p> <p>1 (略)</p> <p>1.1 わな等の設置</p> <p>(略)</p> <p>・ 捕獲区域内に自動撮影カメラを設置し、エゾシカの<u>行動</u>を把握すること。<u>当該地域におけるエゾシカの生息状況等を把握すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>1.2 見回りと給餌</p> <p>(略)</p> <p>・ 自動撮影カメラを設置し、わな周辺におけるエゾシカの<u>行動</u>を把握すること。<u>当該地域におけるエゾシカの生息状況等を把握すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>1.3 (略)</p> <p>2 <u>生息状況調査</u>業務</p> <p>2.1 目的</p> <p>エゾシカの捕獲にあたり、越冬地等のエゾシカが寄り集まる生息地にくくりわなを設置して捕獲事業を実施して<u>いるが、越冬期間外のエゾシカの生息状況等についての情報が少ない</u>ことから、<u>今後の効率的な捕獲履行期間等の検討資料とするため、自動撮影カメラによる生息状況の確認を行うものである。</u></p>

【正】	【誤】
<p>2.2 特定の場所への出没状況の把握</p> <p>(1) わな設置及び誘引する予定箇所の周辺が写る位置・角度にカメラを設置する。</p> <p>(2) 静止画は貸与する自動撮影カメラの高解像度に設定する。</p> <p>(3) 撮影は、センサー(検知)モードでの静止画及び動画とし、検知した際の撮影枚数は3枚とし、これと同時に30秒程度の動画を撮影する。また、1分間のディレイ(撮影した後に再検知するまでの時間)を設定する。</p> <p>(4) 撮影画像・動画から出没状況を把握する。</p>	<p>2.2 場所の選定</p> <p>(1) 鳥獣が通りやすいと考えられる獣道・餌場など痕跡がみられる箇所や、わな付近等を選定すること。</p> <p>(2) 特に直射日光や木漏れ日等があたらないように注意しなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p>2.3 装置の設置</p> <p>(1) <u>自動撮影カメラ</u>の設置は、受託者の責任において実施しなければならない。</p> <p>(2) わなによる捕獲を妨げないよう、適切な場所に設置しなければならない。</p> <p>(3) 撮影場所が、適切に写るよう、方向、角度<u>及び障害物</u>に注意して設置しなければならない。</p> <p>(4) <u>自動撮影カメラ</u>に日光が当たらないように注意しなければならない。</p> <p>(5) <u>自動撮影カメラ</u>が動かないように、杭や木の幹等にしつかり固定しなければならない。</p> <p>(6) <u>自動撮影カメラ</u>の設置後に、撮影範囲<u>等の設定</u>を確認しなければならない。</p> <p>(7) <u>自動撮影カメラ</u>の設置後に、試し撮りを行い、<u>正常に撮影</u>できることを確認しなければならない。</p>	<p>2.3 装置の設置</p> <p>(1) <u>センサー</u><u>カメラ</u>の設置は、受託者の責任において実施しなければならない。</p> <p>(2) わなによる捕獲を妨げないよう、適切な場所に設置しなければならない。</p> <p>(3) 撮影場所が、適切に写るよう、方向、角度に注意して設置しなければならない。</p> <p>(4) <u>センサー</u>が誤反応を起こす恐れのある草など撮影の障害となるものは事前に除去し、撮影しやすくしなければならない。</p> <p>(5) <u>センサー</u><u>カメラ</u>が動かないように、杭や木の幹等にしつかり固定しなければならない。</p> <p>(6) <u>センサー</u><u>カメラ</u>の設置後に、<u>センサーの感度</u>と<u>写真</u>撮影範囲を確認しなければならない。</p> <p>(7) <u>センサー</u><u>カメラ</u>の設置後に、試し撮りを行い<u>カメラが正しく作動</u>することを確認しなければならない。</p>

【正】	【誤】
<p>2.4 見回り (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(1) 装置が適切に作動しているか点検し、不具合や誤作動等が見受けられた場合は、適切にメンテナンス及び再設置を行わなければならない。</p> <p>(2) 必要に応じて記録媒体及びバッテリーの交換を行わなければならない。</p>	<p>2.4 見回り</p> <p>(1) 不具合や誤作動等が発生していないかを確認しなければならない。</p> <p>(2) 不具合や誤作動等が見受けられた際は、適切にメンテナンス及び再設置を行わなければならない。</p> <p>(3) 装置が適切に作動するか点検を適宜行わなくてはならない。</p> <p>(4) センサーが誤反応を起こす恐れのある草など撮影の障害となるものは除去しなければならない。</p>
<p>2.5 集計・分析</p> <p>(1) 回収したデータから鳥獣の頭数等を集計し、電磁的記録媒体で提出すること。</p> <p>(2) 回収したデータの鳥獣の出没状況を分析し、今後のわなの設置場所や誘引方法を検討すること。</p> <p>(略)</p>	<p>2.5 集計</p> <p>(1) 回収したデータから鳥獣の頭数を集計しなければならない。</p> <p>(2) 回収したデータの鳥獣の生息状況から履行期間等検討しなければならない。</p> <p>(略)</p>

【別紙】

付託仕訳書 【正誤表】